

市民センターのあり方について

平成29年8月策定

平成30年9月改訂

令和7年11月改訂

唐津市総合政策部行政マネジメント課

市民センターのあり方について

1 背景等

- ・唐津市では、平成17年1月及び平成18年1月の1市6町2村による合併以降、広域的な行政サービスを実現すべく、旧町村単位で支所を設置し、総合支所としての機能を維持しながら行政運営を行ってきた。
- ・そうした中、平成25年度には、合併後10年目を迎え、行財政改革を推進しながらも、今後一層深刻化する人口減少や少子高齢化による集落機能の低下、地域産業の進行と雇用の確保、安全・安心なまちづくり等、本市が抱える様々な課題に取り組んでいくために、地域住民にとって最も身近な存在である支所のあり方について検討を開始し、平成29年度に「市民センターのあり方について」基本方針等を策定した（平成30年度一部改訂）。
- ・また、支所の体制については、合併当初の6課体制から始まって以降、組織を簡素化するとともに地域性を発揮できる支所などを目指し、体制の見直しを適宜行ってきた。その結果、平成21年度からは4課体制へと再編し、平成27年度からは「支所」を「市民センター」とし、3課体制とした。その後、令和元年度からは2課体制へ、令和7年度からはグループ制へと体制の見直しを行ってきた。
- ・令和7年度は、新市誕生から20年という節目を迎え、人口減少や少子高齢化が進行する中、令和7年度からスタートした第3次唐津市総合計画のめざすまちの姿や5つの基本目標、持続可能な行財政運営といった基本姿勢のほか、第4次唐津市定員管理計画等を踏まえ、唐津市を取り巻く社会情勢や行政需要の変化に柔軟に適応し、様々な課題に対応できる組織機構へと見直しを進めるため、「今後の市民センターのあり方」について再度検討を行うこととし、庁内組織である「唐津市市民センター機能のあり方庁内検討会議」や「唐津市公共施設再編推進委員会」などにおいて検討を行った。

2 今後の市民センターのあり方についての検討結果

市民センターのあり方について、基本方針としては以下のとおりとする。

ただし、今回取りまとめた市民センターのあり方については、現時点での状況を勘案したもので、今後、取り巻く状況が変化すれば検討する。

【基本方針】

- 1 市民センターについては、現在の市民センター単位を基本とし、「窓口」、「本庁等との連絡・調整」など、より住民に身近な行政サービスを提供する。
- 2 市民センター庁舎の基本的な考え方としては、公民館等との複合化とし、複合化後の施設は、地域に密着した小規模多機能型の施設（コミュニティセンター（仮称））とする。
- 3 上記2の複合化の検討にあたっては、地域の実情などを踏まえ、可能な限り、隣接する市民センターとの業務の集約や市民センター庁舎の統合の検討・調整を行う。

上記の基本方針に関する具体的内容は以下のとおりとする。

【具体的内容】

- 1 今後、各地域において人口減少、少子高齢化が進んでいく中、住民サービスの維持に努めつつ、本庁、市民センター間で業務の集約化、連携強化を図り、効率的な組織体制を整える。
- 2 上記1の業務の集約化等により、市民センターの主な業務は、次のとおりとする。
 - ①窓口業務（申請受付業務（福祉、農業などすべての業務に対応）、証明書発行業務（住民票、戸籍など）、収納業務、相談業務など）
 - ②本庁等との連絡・調整業務（住民の相談を本庁につなぐ業務、各団体等との連絡・調整業務、防災業務など）
- 3 市民センター間の連携だけでなく、公的団体（郵便局、JA、消防団、商工団体、社会福祉協議会など）や民間団体等とも協力・連携することにより、地域全体で地域を支え、発展させていける仕組みを構築する。
- 4 コミュニティセンター（仮称）については、当該施設が地域コミュニティの核としての役割を担うべく、地域住民が集まりやすい施設（市民センターと公民館以外の機能を含む複合施設など）となるよう検討する。
- 5 コミュニティセンター（仮称）内の唐津市職員（教育委員会事務局の職員等を含む）の事務室は、当該施設の効率的な運営ができるよう、原則、1箇所に集約する。

3 今後の予定

上記の検討結果を今後の市民センターのあり方とし、「唐津市公共施設等総合管理計画」及び「唐津市公共施設再配置計画」にも反映させるものとする。

なお、実際に建替等を検討する際には、地元に行舎改修等検討委員会等を設置し、将来の地域の姿を見据え、地域コミュニティの核としての複合施設とするなどの具体的な検討を進めていくこととする。

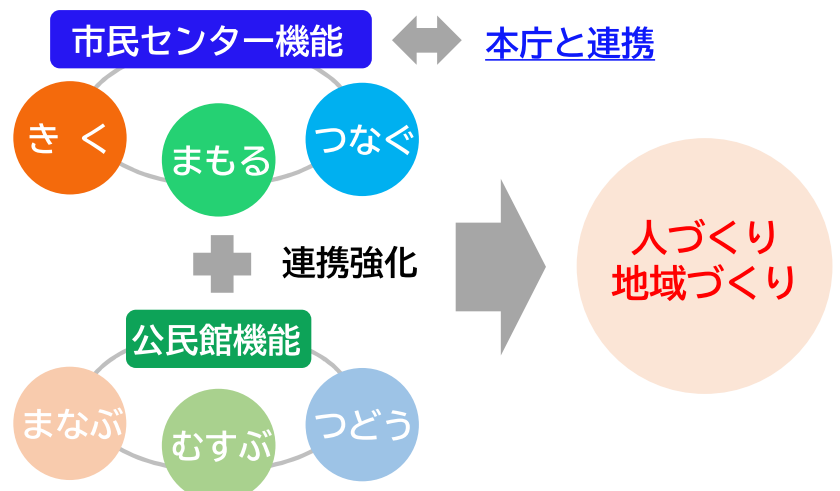
参考資料

1 今後の市民センターのあり方

- ① 業務 … 市民センターについては、現在の市民センター単位を基本とし、「窓口」、「本庁等との連絡・調整」など、より住民に身近な行政サービスを提供する。
- ② 建物 … 市民センター庁舎の基本的な考え方としては、公民館等との複合化とし、複合化後の施設は、地域に密着した小規模多機能型の施設（コミュニティセンター（仮称））とする。
- ③ 統合 … 上記②の複合化の検討にあたっては、地域の実情などを踏まえ、可能な限り、隣接する市民センターとの業務の集約や市民センター庁舎の統合の検討・調整を行う。

市民センターの主な業務

- 1 窓口業務（産業部門も含む）
 - (1) 申請受付業務
 - (2) 証明書発行業務
 - (3) 収納業務
 - (4) 相談業務
- 2 本庁等との連絡・調整業務
 - (1) 相談等の調整業務
 - (2) 道路等の初動対応業務
 - (3) 各団体等との連絡・調整業務
 - (4) 防災業務
 - (5) その他庶務業務等



※進め方 … 業務の本庁への集約や建物の複合化については、段階的に進めていくこととする。

2 基本方針等の改訂 ① 新旧対照表

| 改訂後 | 改訂前 |
|--|--|
| <p>市民センターのあり方について</p> <p>平成29年8月策定 平成30年9月改訂 令和7年11月改訂</p> <p>唐津市総合政策部行政マネジメント課</p> <p>【基本方針】</p> <p>1 市民センターについては、現在の市民センター単位を基本とし、「窓口」、「本庁等との連絡・調整」など、<u>より住民に身近な行政サービスを提供する。</u></p> <p>2 市民センター庁舎の基本的な考え方としては、<u>公民館等との複合化とし、複合化後の施設は、地域に密着した小規模多機能型の施設（コミュニティセンター（仮称））とする。</u></p> <p>3 <u>上記2の複合化の検討にあたっては、地域の実情などを踏まえ、可能な限り、隣接する市民センターとの業務の集約や市民センター庁舎の統合の検討・調整を行う。</u></p> | <p>市民センターのあり方について</p> <p>平成29年8月策定 平成30年9月改訂</p> <p>政策部公共施設再編推進室</p> <p>【基本方針】</p> <p>1 市民センター機能については、現在の市民センター単位を基本として残す。ただし、<u>長期的には、地域の実情なども踏まえたうえで、現在の市民センターの圏域を越えた統廃合もあり得る。</u></p> <p>2 市民センター庁舎の基本的な考え方としては、<u>地域に密着した小規模多機能型</u>とする。</p> <p>3 <u>市民センター業務については、関係課と調整のうえ、本庁への集約または市民センター間での連携を図る。</u></p> |

2 基本方針等の改訂 ② 新旧対照表

| 改訂後 | 改訂前 |
|---|---|
| <p>【具体的内容】</p> <p>1 今後、各地域において人口減少、少子高齢化が進んでいく中、住民サービスの維持に努めつつ、本庁、市民センター間で業務の集約化、連携強化を図り、効率的な組織体制を整える。</p> <p>2 <u>上記1の業務の集約化等により、市民センターの主な業務は、次のとおりとする。</u> <u>①窓口業務（申請受付業務（福祉、農業などすべての業務に対応）、証明書発行業務（住民票、戸籍など）、収納業務、相談業務など）</u> <u>②本庁等との連絡・調整業務（住民の相談を本庁につなぐ業務、各団体等との連絡・調整業務、防災業務など）</u></p> <p>3 市民センター間の連携だけでなく、公的団体（郵便局、JA、消防団、商工団体、社会福祉協議会など）や民間団体等とも協力・連携することにより、地域全体で地域を支え、発展させていける仕組みを構築する。</p> <p>4 <u>コミュニティセンター（仮称）については、当該施設が地域コミュニティの核としての役割を担うべく、地域住民が集まりやすい施設（市民センターと公民館以外の機能を含む複合施設など）となるよう検討する。</u></p> <p>5 <u>コミュニティセンター（仮称）内の唐津市職員（教育委員会事務局の職員等を含む）の事務室は、当該施設の効率的な運営ができるよう、原則、1箇所に集約する。</u></p> | <p>【具体的内容】</p> <p>1 今後、各地域において人口減少、少子高齢化が進んでいく中、住民サービスの維持に努めつつ、本庁、市民センター間で業務の集約化、連携強化を図り、効率的な組織体制を整える。</p> <p>2 <u>多様化する行政ニーズへの対応や、地域に密着したきめ細かい住民サービスの提供を可能にするとともに、福祉から防災まで、広範囲の業務に対応できる小規模多機能型の組織とする。</u></p> <p>3 市民センター間の連携だけでなく、公的団体（郵便局、JA、消防団、商工団体、社会福祉協議会など）や民間団体等とも協力・連携することにより、地域全体で地域を支え、発展させていける仕組みを構築する。</p> <p>4 <u>市民センター庁舎については、市民センターが地域コミュニティの核としての役割を担うべく、地域住民が集まりやすい施設（市民センター以外の機能を含む複合施設など）となるよう検討する。</u></p> |

3 公共施設等総合管理計画の改訂 新旧対照表

| 改訂後 | 改訂前 |
|---|--|
| <p>4 公共建築物の再配置に向けた取組方針 適正な行政サービスの水準を維持しながら、公共建築物の保有量及び行政コストの最適化を図るため、公共建築物及び施設サービス機能の再配置に関する基本方針を次のとおり掲げ、推進します。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) まちづくりの視点（安全・安心で利便性と地域の特性に応じた施設配置）</p> <p>① 施設を建設する際は、自然災害等の危険要因を踏まえ、安全・安心を考慮した配置とする。</p> <p>② 市民センターは、<u>公民館等との複合化とし、複合化後の施設は、地域コミュニティの拠点として、地域の特性に応じた多機能型の施設（コミュニティセンター（仮称））とする。また、地域の実情などを踏まえ、隣接する市民センター庁舎との統合の検討・調整を行う。</u></p> <p>③～⑤ 略</p> <p>※唐津市公共施設再配置計画の「6 再配置計画の基本方針」も上記にあわせて改訂</p> | <p>4 公共建築物の再配置に向けた取組方針 適正な行政サービスの水準を維持しながら、公共建築物の保有量及び行政コストの最適化を図るため、公共建築物及び施設サービス機能の再配置に関する基本方針を次のとおり掲げ、推進します。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) まちづくりの視点（安全・安心で利便性と地域の特性に応じた施設配置）</p> <p>① 施設を建設する際は、自然災害等の危険要因を踏まえ、安全・安心を考慮した配置とする。</p> <p>② 市民センターは、<u>_____</u> _____地域コミュニティの拠点として、地域の特性に応じた多機能型の<u>複合施設化を推進し、圏域を越えた統廃合を含めた配置とする。</u></p> <p>③～⑤ 略</p> <p>※唐津市公共施設再配置計画の「6 再配置計画の基本方針」も上記にあわせて改訂</p> |

4 公共施設再配置計画の改訂 ① 新旧対照表

| 改訂後 | | | | | | 改訂前 | | | | | | | |
|--------|------|---|------------------------|-------------------|--------------|--------|-------|---|-----------|------------------|--------------|--|------|
| 対象施設 | | 方針 | | | | 対象施設 | | 方針 | | | | | |
| 市民センター | | 公民館等との複合化とし、複合化後の施設は、地域コミュニティの拠点として、地域の特性に応じた多機能型の施設（コミュニティセンター（仮称））とする。また、地域の実情などを踏まえ、隣接する市民センター庁舎との統合の検討・調整を行う。 | | | | 市民センター | | _____地域コミュニティの拠点として、地域の特性に応じた多機能型の <u>複合施設化を推進し、圏域を越えた統廃合を含めた配置とする。</u> | | | | | |
| 施設の種類 | 建築年度 | 延床面積(m ²) | 施設毎の基本方針 | | | 施設の種類 | 建築年度 | 延床面積(m ²) | 施設毎の基本方針 | | | | |
| | | | 短期(R4～R9) | 中期(R10～R19) | 長期(R20～R29) | | | | 短期(R4～R9) | 中期(R10～R19) | 長期(R20～R29) | | |
| 浜玉CC | 2021 | 1,324 | | | | 維持保全 | 浜玉CC | 2021 | 1,324 | | | | 維持保全 |
| 厳木CC | 1965 | 1,940 | 建替え（他の公共施設との複合化）協議、設計等 | 他の公共施設等との複合化 | | | 厳木CC | 1965 | 1,940 | 建替え（他の公共施設との複合化） | | | |
| 相知CC | 1962 | 3,266 | 機能移転・本館解体 | 他の公共施設等との複合化協議 | 他の公共施設等との複合化 | | 相知CC | 1962 | 3,266 | 機能移転・本館解体 | | | 建替え |
| 北波多CC | 1968 | 1,630 | 他の公共施設等との複合化協議 | 他の公共施設等との複合化 | | | 北波多CC | 1968 | 1,630 | | 他の公共施設等との複合化 | | |
| 肥前CC | 1998 | 4,878 | 他の公共施設等との複合化協議 | 他の公共施設等との複合化 | | | 肥前CC | 1998 | 4,878 | | 長寿命化 | | |
| 鎮西CC | 1973 | 3,483 | 呼子市民センターとの統合等協議 | 鎮西・呼子市民センターの統合等協議 | | | 鎮西CC | 1973 | 3,483 | 呼子市民センターとの統合等協議 | 統合 | | |
| 呼子CC | 1977 | 1,787 | 鎮西市民センターとの統合等協議 | 他の公共施設等との複合化等 | | | 呼子CC | 1977 | 1,787 | 鎮西市民センターとの統合等協議 | 統合 | | |
| 七山CC | 1992 | 2,994 | | 他の公共施設等との複合化協議 | 他の公共施設等との複合化 | | 七山CC | 1992 | 2,994 | | 長寿命化 | | |

4 公共施設再配置計画の改訂 ② 新旧対照表

| 改訂後 | | | | | | 改訂前 | | | | | | |
|------------|------|--|--------------------|-----------------------|--------------|------------|------|--|--------------|-------------|--------------|------|
| 対象施設 | | 方針 | | | | 対象施設 | | 方針 | | | | |
| 公民館 | | 施設配置については、小学校区分毎に一つ、市民センター圏域については、圏区分毎に一つを基本とする。校区の再編により複数となった場合は、施設の更新時期に合わせて統廃合を進める。 | | | | 公民館 | | 施設配置については、小学校区分毎に一つ、市民センター圏域については、圏区分毎に一つを基本とする。校区の再編により複数となった場合は、施設の更新時期に合わせて統廃合を進める。 | | | | |
| 施設の名称 | 建築年度 | 延床面積(m ²) | 施設毎の基本方針 | | | 施設の名称 | 建築年度 | 延床面積(m ²) | 施設毎の基本方針 | | | |
| | | | 短期(R4～R9) | 中期(R10～R19) | 長期(R20～R29) | | | | 短期(R4～R9) | 中期(R10～R19) | 長期(R20～R29) | |
| 浜玉公民館 | 2020 | 1,195 | | | | 浜玉公民館 | 2020 | 1,195 | | | | 維持保全 |
| 厳木コミュニティC | 1977 | 2,036 | 他の公共施設等との複合化協議、設計等 | 他の公共施設等との複合化 | | 厳木コミュニティC | 1977 | 2,036 | 他の公共施設等との複合化 | | | |
| 相知交流文化センター | 2003 | 3,278 | | 他の公共施設等との複合化協議 | 他の公共施設等との複合化 | 相知交流文化センター | 2003 | 3,278 | | | 長寿命化 | |
| 北波多公民館 | 1975 | 1,082 | 他の公共施設等との複合化協議 | 他の公共施設等との複合化 | | 北波多公民館 | 1975 | 1,082 | | | 他の公共施設等との複合化 | |
| 肥前公民館 | 1983 | 1,569 | 他の公共施設等との複合化協議 | 他の公共施設等との複合化 | | 肥前公民館 | 1983 | 1,569 | | | 長寿命化 | |
| 鎮西公民館 | 1980 | 1,855 | 打上公民館との統合等協議 | 打上公民館と統合し、他の公共施設等と複合化 | | 鎮西公民館 | 1980 | 1,855 | 打上公民館との統合協議 | | 統合 | |
| 呼子公民館 | 2019 | 1,458 | | | | 呼子公民館 | 2019 | 1,458 | | | | 維持保全 |
| 七山公民館 | 1986 | 1,618 | | 他の公共施設等との複合化協議 | 他の公共施設等との複合化 | 七山公民館 | 1986 | 1,618 | | | | 長寿命化 |

◎相知交流文化センター（相知公民館）は、「市民会館・文化会館」に記載

4 公共施設再配置計画の改訂 ③ 新旧対照表

| 改訂後 | | | | | | 改訂前 | | | | | | |
|-----------|------|-----------------------|----------------|-------------|-------------|-----------|------|-----------------------|--------------|-------------|-------------|--|
| (老人憩の家) | | | | | | (老人憩の家) | | | | | | |
| 施設の名称 | 建築年度 | 延床面積(m ²) | 施設毎の基本方針 | | | 施設の名称 | 建築年度 | 延床面積(m ²) | 施設毎の基本方針 | | | |
| | | | 短期(R4～R9) | 中期(R10～R19) | 長期(R20～R29) | | | | 短期(R4～R9) | 中期(R10～R19) | 長期(R20～R29) | |
| 厳木町老人憩の家 | 1978 | 267 | 他の公共施設等との複合化協議 | 他の公共施設へ機能移転 | | 厳木町老人憩の家 | 1978 | 267 | 他の公共施設等との複合化 | | | |
| 相知町老人憩の家 | 1976 | 470 | 他の公共施設へ機能移転 | | | 相知町老人憩の家 | 1976 | 470 | 他の公共施設へ機能移転 | | | |
| 北波多老人憩の家 | 1989 | 158 | 他の公共施設へ機能移転協議 | 他の公共施設へ機能移転 | | 北波多老人憩の家 | 1989 | 158 | | | 他の公共施設へ機能移転 | |
| (保健センター) | | | | | | (保健センター) | | | | | | |
| 施設の名称 | 建築年度 | 延床面積(m ²) | 施設毎の基本方針 | | | 施設の名称 | 建築年度 | 延床面積(m ²) | 施設毎の基本方針 | | | |
| | | | 短期(R4～R9) | 中期(R10～R19) | 長期(R20～R29) | | | | 短期(R4～R9) | 中期(R10～R19) | 長期(R20～R29) | |
| 厳木町保健センター | 2000 | 683 | 他の公共施設等との複合化協議 | 機能集約 | | 厳木町保健センター | 2000 | 683 | 他の公共施設等との複合化 | | | |
| 相知町保健センター | 2003 | 769 | 機能集約 | | | 相知町保健センター | 2003 | 769 | | | 機能集約 | |